

市からのお知らせ

曾於市役所からみなさんに知ってほしい情報をまとめました。



土壌診断のご案内

土壌診断とは「土の健康診断」のことです

私たちが健康診断を受けるように、畑や水田も定期的に土の状態をチェックしたり、作付け前などに土壌診断を行うことが有効です。一概に数値が正しいとは限りませんが、定期的に行えばある程度の畑の状態を推測することができます。

市では、無料で土壌診断を行っていますので活用ください。

診断期間 約3週間

※分析が集中する時期は時間がかかる場合があります

費用 無料

土の採取方法

- ① 土は畑の中央と対角線の5カ所から、表土1cmぐらいを除いて、深さ20cm程度までの土を採り、5カ所の土を合わせて均一に混ぜる（部分だけでも可）
 - ② ビニール袋に次の必要事項を記入し、均一に混ぜ合わせた土を茶わん程度入れて提出
- 氏名、電話番号、畑の大字地番（または、ご自身がお後で分かる名称など）、次回予定作物

受付場所および問合せ先

農林振興課・各支所産業振興課

本庁 ☎ 0986-76-8808

財部支所 ☎ 0986-72-0938

大隅支所 ☎ 099-482-5950

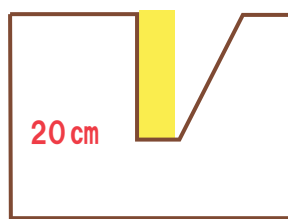
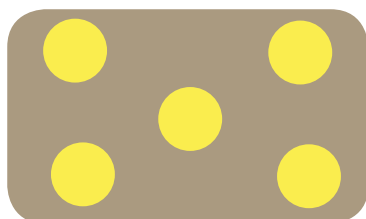
または土壌診断室

（末吉南之郷 曾於市有機センター敷地内）

☎ 0986-76-7347

【土の採取方法】

- ① 中央、対角線の5カ所から
- ② 移植ゴテで約20cm位の層まで採取
- ③ 5カ所の土を均一に混ぜ合わせ、ビニール袋に茶わん程度入れる
- ④ ビニール袋に必要事項を記入



氏名
電話
畑の大字地番
次回予定作物

平成29年度 准看護師科(医療高等課程)

学 生 募 集 !!

あなたも看護師になりませんか

『専門実践教育訓練給付金』対象講座です。

本科では、2年間で准看護師試験の受験資格が取得できます。

免許取得後は、准看護師として働くことができます。また、本校

看護師科(夜間定時制3年)への進学も可能です。

☆平成27年度 准看護師資格試験98.2%合格!!



■募集人員/70名(1次、2次募集合計)

■修業年限/2年

■受験資格/中卒以上で高卒程度の学力を有する者

■試験科目/現国(高1程度)、基礎知識(中卒程度)、作文、面接

■入試日程/1次募集 平成28年11月12日(土)

2次募集 平成29年 1月28日(土)

■出願期間/1次募集 平成28年10月 3日(月)~11月 4日(金)

2次募集 平成29年 1月 5日(木)~ 1月21日(土)

一般社団法人 都城市北諸県医師会

都城看護専門学校

●お問い合わせ先

〒885-0073 都城市姫城町9街区3号

TEL 0986-22-0711(事務)・22-0775(教務)

都城看護専門学校/検索

<http://www.m-kango.com/>

広告

多面的機能支払交付金事業について

水土里サークル活動に取り組もう！

農村地域では、過疎・高齢化等が進み農地や水路・農道などの地域資源を守っていくことが困難になってきています。本市では、多面的機能支払交付金事業により、地域の共同活動に対し支援を行っています。

事業概要

自治会や水利組合等、地域住民で活動組織を立ち上げます。活動を行う範囲（農地面積）に応じて交付金が交付され、農地の保全や水路等の維持管理などの経費に充てることができます。

多面的機能支払交付金事業には3つの区分があります。

①農地維持支払

▽遊休農地の管理や発生防止

▽水路の草刈りや泥上げ

▽農道の路面維持や草刈りなど

②資源向上支払（共同活動）

▽水路や農道の軽微な補修

▽花の植栽による景観形成

▽農業に由来する伝統文化の継承など

③資源向上支払（施設の長寿命化）

▽ゲートの補修や更新

▽土側溝をコンクリート水路へ更新

▽未舗装農道のコンクリート舗装など

※現在、曾於市では41の活動組織が活動しており、地域の農地や農業用施設等の維持管理を積極的に行っています。

お問い合わせ先

耕地課・各支所産業振興課
本庁 ☎ 0986-76-8810

大隅 ☎ 099-482-5952

財部 ☎ 0986-72-0940



曾於北部地区畑地かんがい事業による給水栓設置のお願い

畑に給水栓を設置しましょう

平成26年度末に国営事業である谷川内ダム等の基幹水利施設が完了し、曾於市の約2千ヘクタールの畑地を対象に、配水路や給水栓の設置工事を行う附帯県営事業を現在実施しています。

給水栓を設置すると干ばつ被害を避けることができ、作付計画も立てやすく農業生産性の向上と農業経営の安定が図られます。また、畑を貸すときの利点にもなりますので是非とも給水栓を設置しましょう。

給水栓設置工事について個人負担はありませんが、設置をするためには所有者が「給水栓設置同意書」に記入する必要があります。

給水栓設置の同意は、平成26年度に同意確認をした畑が多くありますが、未同意（設置しない）にした畑でも、まだ変更は可能ですので耕地課畑地かんがい係までご相談ください。

なお、給水栓設置後に水を利用されるときは、曾於北部土地改良区（財部支所2階）に「給水開始申込」をしてから水利用することになり賦課金が発生します。※給水栓を設置した畑については、将来、宅地や畜舎等に地目変更（農地転用）する際は制約を受ける場合がありますのでご注意ください。（事業完了後8年間は農地転用することができません。また、第一種農地の場合は給水栓設置の有無に関わらず、原則農地転用はできません）



給水栓設置工事について個人負担はありません。
水利用した際の賦課金（年間10aあたり）
▽普通畑 3600円
▽ハウス 6000円
▽茶畑 12000円
※茶畑は植えてから5年目までは普通畑扱い

お問い合わせ先

耕地課 畑地かんがい係 ☎ 0986-76-8810

生活トラブルのはなし

「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブル

お問い合わせ先

商工観光課
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

【事例】

屋根の傷みが気になっていたところ、ある日突然、「火災保険を使えば屋根や外壁を無料で修理できます」といって、リフォーム業者が訪問してきた。「保険申請手続きも当社が無料で手伝います。すぐ工事しましょう」と勧められ、契約してしまった。老朽化による屋根の傷みでも本当に保険金が出るのだろうか。(60代 男性)

「保険金を使えば無料で修理できる」などといって住宅修理やリフォームを勧める業者とのトラブルが毎年発生しています。これらのトラブルは台風などの自然災害のあとに多くなる傾向があります。

○台風、暴風、雹など、自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険等で補償されますが、老朽化による損害は保険支払いの対象外です。また、実際には自然災害によるものではないにも関わらず、うその理由で保険金請求をすると保険金詐欺に該当するおそれがあります。

○「保険金を使えば無料で修理できる」、「保険申請は代行する」といった勧誘を受けた場合は業者の話を鵜呑みにせず、必ず自分で損害保険会社や代理店へ問い合わせ、保険金支払いの対象になるかどうか、申請はどのようにするのか等を確認しましょう。

○訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。

クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、契約状況等によっては解約できる場合もあります。困った時は早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

曾於市では、9月7日(水)午前10時～正午に本庁1階会議室にて消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。

農業用廃プラスチック類の適正処理について

廃プラは大切な資源です！必ず分別を！

使用済みのマルチやハウスビニールなどの農業用資材は『産業廃棄物』で、不法投棄や野焼きは法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらの併科といった厳しい罰則規定があります。

曾於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会が定期的に回収を行っていますので、これらを利用して適切に処理しましょう。回収された農業用資材はリサイクルされます。しっかり分別し適正に梱包してください。

▼ 肥料袋等の梱包方法



▼ ハウスビニール・マルチポリ等の梱包方法



▼ 統一マークの表示

農ビ

塩化ビニールの回収は無料で行っていますが、ポリエチレンは有料です。塩化ビニールには統一マークがついていますので、必ず分別してください。※マークがついていないものはすべてポリエチレン扱いになります。

お問い合わせ先

農林振興課・各支所産業振興課
本庁 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938

子育てふれあいひろば

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 子育てひろば あそべるおも ちゃをつくらう	3 子育てひろば あそべるおも ちゃをつくらう	4 育児講座 あそべるおも ちゃをつくらう	5	6
7	8	9 子育てひろば 布であそぼう	10 子育てひろば 布であそぼう	11	12 親子ふれあい 布であそぼう	13
14	15	16 子育てひろば 身体測定・健 康相談	17 育児講座 ベビービクス	18 育児講座 歯に関する相談	19	20
21	22	23 子育てひろば 粘土であそ ぼう	24 子育てひろば 粘土であそ ぼう	25 親子ふれあいあそ び英語で遊ぼう／誕 生会	26	27
28	29	30 子育てひろば 折り紙しま しょう	31 子育てひろば 折り紙しま しょう			

【時間】

子育てひろば 午前10時～11時30分
親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分
育児講座 午前10時～11時30分

【場所】

- 生きいき健康センター
- 大隅弥五郎伝説の里
- 財部保健福祉センター
- 財部交流館



園庭開放

月曜日～金曜日 午前10時～午後3時
育児相談
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

育児講座「身体測定・健康相談」

8/16(火) 弥五郎伝説の里

どれだけ大きくなったか身長、体重測定を行います。保健師による健康相談もあります。母子手帳をご持参ください。

育児講座「ベビービクス」

8/17(水) 財部保健福祉センター

講師：田鍋いずみ先生(OKJインストラクター)
対象：1歳未満児親子
お母さんが元気なら赤ちゃんも元気。お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔！親子で一緒に楽しみながら運動します。

育児講座「歯に関する相談」

8/18(木) 生きいき健康センター

曾於市役所 歯科衛生士が相談をお受けします。お気軽にお問い合わせください。

育児講座「ベビーマッサージ」

9/7(水) 財部保健福祉センター

講師：橋口志保子さん
対象：2カ月～1歳(9月末現在)
曾於市在住・10組限定
受付：8月29日(月)～9月2日(金)
準備するもの：バスタオル、タオル、水分補給用飲み物
注意：予防接種後1日以上経っていること。

※各育児講座を詳しく知りたい方は「子育て支援センター」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎0986-76-6565(直通)
子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



「PFI事業」の勉強会について

市民・業者・商工会等の皆様へ

お問い合わせ先

建設課住宅建築係
☎0986-76-8811

公共事業において住宅、教育、福祉、環境、観光、まちづくり、廃棄物処理、上下水道など様々な施設の建設・管理・運営に「PFI事業」を生かした事例があることから、勉強会を開催します。

出席を希望される方は、本庁建設課または各支所建設水道課に備えてある申込書、または曾於市ホームページよりダウンロードした申込書により、提出をお願いします。

■第1回「PFI事業」勉強会日程

場 所 末吉総合センター 大研修室
日 時 平成28年8月29日(月) 15:30～17:00
受付 15:15～ ※受付時間が前後する場合があります。
申込期限 平成28年8月23日(火)
申 込 先 本庁建設課 ☎0986-76-8811
大隅支所建設水道課 ☎099-482-5953
財部支所建設水道課 ☎0986-72-0941

PFIとは…

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略で、民間の資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用して社会資本を整備し国民(住民)に対して低廉かつ良質な公共サービスを効率的かつ効果的にこなす手法のこと。

国民年金のはなし

国民年金保険料の未納がある方は後納制度をご利用ください

国民年金保険料の後納制度について

未納の保険料をあとから支払うことで受給資格を満たしたり、受給額を増やすことができます。これを後納制度といいます。

こんな方におすすめ！

- ① 若い頃から苦勞して払い続けてきたのに、最近になってほんの数カ月分を未納のままにしていたら、受給資格期間が足りず年金がもらえないことに・・・
- ② 年金はもらえけれど、将来のためにもう少し受給額を増やしたい・・・

注意 ※未納分をさかのぼって支払えるのは過去5年までです。お手続きはお早めに！

※3年度目以降の未納分を後納する際は、当時の保険料に一定の加算がつきますのでご注意ください。
※後納する期間がない（直近5年以内に未納がない）方が受給資格を得る手段として、60歳以降の任意加入制度もあります。

自分の年金記録がどうなっているか？記録の漏れはないか？受給資格を満たしているか？
ご心配な方は今一度ご確認ください

平成28年度国民年金保険料免除切替はお済みですか？

国民年金保険料免除承認期間は7月～翌年6月の1年間で、毎年度申請をする必要があります。

これまで免除をされてきた方で、平成28年7月以降も免除を希望される場合はあらためて申請してください。（全額免除・納付猶予該当者で継続申請をしている方を除く）
※平成26年12月31日以降にお仕事を辞められている方は離職票か雇用保険受給資格者証を持参すると退職特例を受けられる場合があります。

対象年齢が拡大されました！
国民年金納付猶予制度

一般免除の所得審査対象は、本人・配偶者・世帯主です。そのため、本人に所得がなくても、世帯主に基準以上の所得があれば免除が却下されることがありました。

そのような場合に、世帯主の所得を除いて審査できる「納付猶予制度」があります。

これまで、この制度の対象年齢は30歳未満でしたが、平成28年度の免除申請（平成28年7月以降）からは50歳未満に拡大されました。

申請を希望される方は各支所年金の窓口までお問い合わせください。

鹿屋年金事務所による年金相談

鹿屋年金事務所の移動年金相談が下記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また、定員になり次第締め切らせていただきます。

期 日	時 間	場 所	予約先
8月9日(火)	午前10時～午後3時	本庁（末吉）1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
9月6日(火)		財部保健福祉センター	財部支所 市民係 ☎ 0986-72-0934

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課
本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121（はじめは音声ガイドが対応します）